

令和4年度から

## 国民健康保険税の算定方式と税率などが変わります

「茨城県国民健康保険運営方針」において、これまでの算定方式から資産割と平等割を廃止し、県内を2方式（所得割と均等割）に統一する方針が示されたことから、令和4年度課税分から算定方式及び税率を改正します。

また、税率改正に合わせて、町独自に18歳以下の被保険者に係る均等割の軽減措置を導入します。

### 改正1 【算定方式の改正】

#### 4方式（これまで）

所得割	加入者の所得に応じて算出
資産割	固定資産税額に応じて算出
均等割	世帯の加入人数に応じて算出
平等割	1世帯ごとにかかる金額



#### 2方式（これから）

所得割	加入者の所得に応じて算出
均等割	世帯の加入人数に応じて算出

○算定方式を2方式に統一する理由

全般	<ul style="list-style-type: none"><li>・簡潔で公平な算定方式であること</li><li>・持続可能な国保制度とするため、県内市町村の算定方式を統一し、国が求める将来的な保険税水準の統一に向けた議論の第一歩とすること</li></ul>
資産割（廃止）	<ul style="list-style-type: none"><li>・資産割を廃止することで、固定資産税との二重課税といった懸念を解消できる</li><li>・資産の所有場所による不公平感（被保険者が他市町村に所有する資産に係る固定資産税は算定できない）を解消できる</li></ul>
平等割（廃止）	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内の国保世帯の85%が1人または2人世帯であり、制度創設時の昭和30年代と比べ、家族の形態が大きく変わってきたこと（1世帯ごとに平等割を賦課する意義の希薄化）</li><li>・近年増加している低所得の高齢者単身世帯の負担感を減らすことができる</li></ul>

### 改正2 【税率の改正】

令和4年度課税分から、次の所得割率及び均等割額をもとに国保税が計算されます。

なお、18歳以下の方の均等割額は、新たな軽減措置により5割分を引き下げます。

	所得割率	均等割額	〔18歳以下の方の均等割額〕	課税限度額
医療給付費分 (加入者全員)	所得割基礎額 ×5.3%	加入者1人につき 31,000円	(15,500円)	65万円
後期高齢者支援分 (加入者全員)	所得割基礎額 ×2.8%	加入者1人につき 15,000円	(7,500円)	20万円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方のみ)	所得割基礎額 ×1.4%	加入者1人につき 11,200円	—	17万円

※所得割基礎額＝所得割算定の基礎となる額（前年中の総所得額－住民税基礎控除額）

※18歳以下の被保険者の均等割額は、軽減による引き下げを行います。

※世帯の所得に応じた均等割額の軽減措置（7・5・2割軽減）は継続されます。

## 改正3 【子どもの軽減措置の導入】

町では、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国による未就学児の軽減措置を拡充し、町独自に18歳以下の被保険者（※）まで対象を拡大して均等割額を減額します。



（※18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方）

### 参考① 【合計税率による比較】

			令和3年度 までの税率	令和4年度 からの税率
40歳未満の方 または 65歳以上の方	所得割率	所得割基礎額×	7.60%	8.10%
	資産割率	固定資産税額×	30.0%	廃止
	均等割額	加入者1人につき	27,000円	46,000円 (23,000円) ※
	平等割額	1世帯につき	27,600円	廃止
40歳以上から 65歳未満の方	所得割率	所得割基礎額×	9.40%	9.50%
	資産割率	固定資産税額×	30.0%	廃止
	均等割額	加入者1人につき	36,500円	57,200円
	平等割額	1世帯につき	27,600円	廃止

※カッコ内の額は、18歳以下の被保険者の均等割額になります。

### 参考② 【世帯の税額の増減の例】（※実際の税額と異なる場合があります。）

	家族構成等	世帯所得	固定資産税額	年税額	増減
1人世帯	40歳未満 または 65歳以上	0円	0円	16,300円 → 13,800円	2,500円減
		0円	5万円	31,300円 → 13,800円	17,500円減
		100万円	0円	97,800円 → 92,100円	5,700円減
		100万円	5万円	112,800円 → 92,100円	20,700円減
2人世帯	64歳/60歳	100万円	0円	103,700円 → 111,200円	7,500円増
		100万円	5万円	118,700円 → 111,200円	7,500円減
		200万円	0円	248,000円 → 263,400円	15,400円増
		200万円	5万円	263,000円 → 263,400円	400円増
3人世帯	45歳/40歳 15歳	300万円	0円	369,000円 → 381,400円	12,400円増
		300万円	5万円	384,000円 → 381,400円	2,600円減
4人世帯	48歳/45歳 17歳/15歳	400万円	0円	490,000円 → 499,400円	9,400円増
		400万円	5万円	505,000円 → 499,400円	5,600円減

#### ○税率等の改正による影響は？

- ・資産割・平等割の廃止により税収が減る分は、所得割・均等割を上げて補完する必要があるため、税率等の改正に伴い**世帯の状況によって国保税額は変動します。**
- ・少人数の世帯の国保税負担は減りますが、**世帯人数の多い世帯やこれまで資産割の負担が無かった世帯は、税負担が増える傾向にあります。**

問合せ／住民課 国民健康保険係 ☎267-5111（内線157・158）